

◎戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律

(令和五年六月一六日法律第五五号) (衆)

一、提案理由 (令和五年六月一日・衆議院本会議)

○三ッ林裕巳君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を五年間延長し、令和十一年度までとしようとするものであります。

本案は、昨日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告 (令和五年六月九日)

○山田宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長三ッ林裕巳君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。